

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町行政財産使用料徴収条例第 1 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町行政財産使用料徴収条例第 1 条、第 2 条、別表
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町行政財産使用料徴収条例 (使用料の徴収)</p> <p>第 1 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 238 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けて行政財産を使用する者から、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところにより使用料を徴収する。</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第 2 条 使用料の額は、別表に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>別表 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日